第三章　休眠預金等交付金に係る資金の活用

第一節　総則

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第十六条　休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

2　休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。

3　休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4　休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。

5　休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする。

（公益に資する活動の定義等）

第十七条　前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　子ども及び若者の支援に係る活動

二　日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

三　地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

四　前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動

2　内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならない。

3　休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されることのないようにしなければならない。

一　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

二　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

三　特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

四　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）

五　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体

第二節　基本方針及び基本計画

（基本方針）

第十八条　内閣総理大臣は、第十六条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのっとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

二　休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項

三　第一号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

四　第二十条第一項の規定による指定の基準及び手続に関する事項

五　指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

六　休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

七　その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（基本計画）

第十九条　内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　その年度における休眠預金等交付金の額の見通し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標に関する事項

二　前号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

三　次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項

イ　民間公益活動を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（ロの資金分配団体を除く。以下単に「民間公益活動を行う団体」という。）

ロ　民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの（以下「資金分配団体」という。）

四　休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の基準及び公表に関する事項

五　その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節　指定活用団体

（指定活用団体）

第二十条　内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、次条第一項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定活用団体として指定することができる。

一　職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。